| 件 | ; | 名 | 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例 |
|-------|---|---|------------------------------|
| 主 | 管 | 課 | 人事課職員厚生室 |
| 根拠法令等 | | | 雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号) |

【改正の概要】

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)により、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の一部が改正されたことから、これに準じて愛媛県職員退職手当条例について、所要の規定整備を行うものである。

- 1 退職後に起業した場合に、当該事業の実施期間を失業者の退職手当の受給可能期間(最大退職後4年)に算入しない特例措置の追加(条例第10条第4項)
- 2 特定退職者(心身の故障による免職等)であって、下記④と⑤に該当する者に対する失業者の退職手当の給付日数の延長措置を令和7年3月31日まで延長(条例附則第39項)
- 3 職業安定法の改正に伴う条項移動 (条例第10条第11項第5号)

施 行 日 1及び2は公布の日(令和4年7月1日)、3は令和4年10月1日

【その他参考事項】

○失業者の退職手当

公務員については、雇用保険法の適用対象から除外されており、雇用保険法による失業給付はないが、失業給付程度の保障は必要との考え方から、次の要件を全て満たす場合に、特別の退職手当を支給している。

ア 退職時に支給された退職手当額が、雇用保険法による基本手当の支給総額相当額より 少ないこと。

※基本手当の支給総額=基本手当の日額×所定給付日数

- ・基本手当の日額=離職日の直前の6か月の賃金日額(賞与等は除く)の50~80% (60~64歳については45~80%)
- ・所定給付日数 =被保険者期間、年齢、離職理由等に応じて決定(90~360日)
- イ 勤続期間が12月以上あること。(雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者 に相当する特定退職者は6月以上)
- ウ 退職の日の翌日から起算して1年(妊娠や育児等の理由で職業に就くことができない場合は4年)の期間内において失業していること。(公共職業安定所での求職手続要)
- エ 待期日数を超えて失業していること。

※待期日数=退職時に支給された退職手当の額:雇用保険法の基本手当の日額

- ○失業者の退職手当の給付日数の延長対象者(今回改正に関連する者のみ抜粋)
 - ・特定退職者であって下記①~④のいずれかで、かつ⑤に該当する者
 - ① 災害による倒産、解雇等
 - ② ①のうち、特に大きな災害の被災地域に居住
 - ③ 難病等の治療を図りながら求職活動
 - ④ 雇用情勢の厳しい地域に居住(暫定措置)⇒今回延長。
 - ⑤ 公共職業安定所長が再就職の促進に必要な職業指導を行うことを適当と認めた者